

総括表及び普通徴収切替理由書の記入例

令和5年度給与支払報告書(総括表)

(あて先) 川口市長		令和 5年 1月 31日提出	指定番号	4#####		
給与の支払期間		令和 4年 1月分から 12月分まで				
1 給与支払者の個人番号又は法人番号						
フリガナ		個人事業主のかたは代表者の個人番号をご記入ください(個人番号は右詰め12桁です) 詳細については、裏面を参照してください			7 事業種目 鋳物業	
2 給与支払者名 与者称					8 受給者総人員 〔他市区町村の受給者も含む〕	
3 給与支払者所在地		〒332-**** 埼玉県川口市青木2丁目1番1号			9 特別徴収対象者(給与天引)	
4 代表者の職氏名		代表取締役 川口 △△			10 普通徴収対象者(退職者)	
5 (問い合わせ先) 連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号		経理 課 給与 係 氏名 川口 ○○ 電話 048-***-****			川口市(報告人員)	
6 関与税理士等の氏名及び電話番号		氏名			普通徴収対象者(退職者を除く)	
					13 人	
					報告人員の合計	
					13 人	
					10 納入書の送付	
					<input checked="" type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	

川口市提出用

総括表の「普通徴収対象者」の合計は、普通徴収切替理由書の「人数」の合計と同じ人数になります。

普通徴収切替理由書(兼仕切書)

市区町村名	川口市	指定番号	4#####
事業者名	株式会社 ○○鋳工所		
符号	普通徴収切替理由	人数	
普A	総従業員数が2人以下 (下記「普B」から「普F」に該当するすべての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)	人	
普B	他の事業所で特別徴収(例:乙欄該当者)	人	
普C	給与が少なく税額が引けない(例:年間の給与支払金額が100万円以下)	1 人	
普D	給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月ではない)	人	
普E	事業専従者(個人事業主のみ対象)	人	
普F	退職者又は退職予定者(令和5年5月31日まで)及び休職者(育児休業中を含む)	2 人	
合計		3 人	

※普通徴収切替者がある場合は、必ず「普通徴収切替理由書(兼仕切書)」をご提出ください。

※普通徴収切替者がいない場合、理由書の提出は不要です。

## 個人住民税(市民税・県民税)特別徴収Q & A

**Q 1** 既に川口市の従業員は退職しており、現在川口市に該当する従業員がいないのですが？

A 1 令和4年中に給与の支払があれば給与支払報告書に退職日を記入し、普通徴収切替理由書兼仕切書の「普F」に計上して給与支払報告書をご提出いただくことで普通徴収となります。令和4年中に給与の支払がない場合は、総括表を含めた給与支払報告書の提出は必要ございません。

**Q 2** 令和4年中の退職者について、給与支払額が30万円以下の場合でも、個人別明細書を提出する必要がありますか？

A 2 令和4年中の退職者について、給与支払額が30万円以下の場合は提出義務はございませんが、公平・適正な課税の観点から提出にご協力ください。

**Q 3** 摘要欄に他の給与支払者分の給与等(事業所で把握している前職分・自社アルバイト分等)を記載しなかった場合は、問題ありますか？

A 3 前職等の会社も給与支払報告書の提出義務があるため、対象者に複数の個人別明細書が提出されることになります。記載がない場合は、すべての個人別明細書の支払金額を合算して個人住民税が計算されますので、必ず記載をお願いします。

**Q 4** 個人別明細書を追加・訂正で提出したい場合はどうすればいいですか？

A 4 個人別明細書を追加して提出する場合は、『総括表』に朱書きで「追加分」と記載し、『追加分の個人別明細書』と併せて提出してください。

個人別明細書の内容を訂正して再提出する場合は、『総括表』に朱書きで「訂正」と記載し、『訂正分の個人別明細書』と併せて提出してください。個人別明細書の摘要欄には、朱書きで「訂正分」と記載してください。総括表の報告人員欄には追加分・訂正分として提出する個人別明細書の枚数(人数)のみを計上してください。

**Q 5** 給与支払報告書提出後に徴収方法を変更できますか？

A 5 退職等により、特別徴収が不可能となり普通徴収に変更したい場合は、『給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書』を提出してください。

普通徴収から特別徴収に変更したい場合は『特別徴収切替届出(依頼)書』を提出してください。各種届出書は川口市ホームページ(特別徴収関係届出書類等のダウンロードについて)からダウンロードできます。

**Q 6** 従業員から、「給与から特別徴収ではなく自分で納付したい」といわれているのですが？

A 6 法定要件に該当するすべての給与支払者を特別徴収義務者として指定しますので、従業員が個々に徴収方法を選択することは認められていません。

## 個人事業主のかたは本人確認書類の提示(提出)をお願いします

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」第16条に基づき、個人事業主のかたが総括表を提出する際は、事業主ご本人様の本人確認(身元確認及び番号確認)をさせていただきます。

詳細については、川口市ホームページでご確認ください。

**身元確認とは**・・・申告者等が個人番号の正しい持ち主であることの確認

**番号確認とは**・・・正しい個人番号であることの確認

【必要書類】 ①または②のどちらかをご用意ください。

- ① 1点で本人確認できるもの 個人番号カード(表面と裏面)
- ② 2点以上で本人確認できるもの 個人番号入り住民票の写し又は通知カード(記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致しているもの)と官公署等で発行された氏名住所が記載された書類(運転免許証、パスポート、障害者手帳、公的医療保険の被保険者証など)

【確認方法】 窓口で提出する場合と郵送で提出する場合で異なります。

- ① 窓口で提出する場合 上記必要書類の原本を窓口で提示してください。
- ② 郵送で提出する場合 上記必要書類の写しを総括表に添付して郵送してください。